



RIETI Policy Discussion Paper Series 22-P-023

CPTPP経過的セーフガード措置

鶴田 仁

経済産業研究所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

CPTPP 経過的セーフガード措置*

鶴田 仁（経済産業研究所コンサルティングフェロー）

要 旨

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）は、2018 年 12 月 30 日の発効から 3 年が経過した。

CPTPP での日本の関税撤廃率は、95%と高い水準にあることから、輸入増加による国内産業への損害が生じることが懸念され、セーフガード（SG）措置への関心が高かった。CPTPP の経過的 SG 措置は時限的な措置であり、現在、経過的関税の発動が可能なのは、段階的な関税撤廃（ステージング）を行っている品目に限られ、CPTPP 発効時に即時関税撤廃した品目については発動可能期間は既に終了している。一般に国内産業にとってセンシティブな品目ほどより長いステージング期間が設定されていることから、ステージングが進むにしたがって、経過的 SG 措置の必要性が高まることが考えられる。従って、これまで CPTPP 経過的 SG 措置の発動に向けた動きはなかったようであるが、適時に CPTPP 経過的 SG 措置の政府調査を行い、必要に応じて経過的 SG 措置をとることができるよう準備をしておくことが必要である。

本稿では、輸入増加が特に顕著であった CPTPP 特惠税率適用産品を例に、経過的 SG 措置の政府調査を行うとした場合の論点を抽出し、対応策を示す。

キーワード：EPA、CPTPP、TPP11、WTO、セーフガード、関税

JEL classification: F13, F15, K33

RIETI ポリシー・ディスカッション・ペーパーは、RIETI の研究に関連して作成され、政策をめぐる議論にタイムリーに貢献することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

*本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）における成果の一部である。また、本稿の原案に対して、川瀬剛志教授（上智大学）、ならびに経済産業研究所ディスカッション・ペーパー検討会の方々から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。

目次

1. はじめに	- 1 -
2. CPTPP における関税譲許と輸入概況	- 1 -
(1) CPTPP 協定	- 1 -
(2) 日本の関税譲許	- 1 -
(3) 輸入概況	- 2 -
(4) ステージング実施区分別輸入状況	- 3 -
3. 経過的 SG 制度	- 3 -
(1) 根拠法令	- 3 -
(2) 要件	- 4 -
(3) 調査	- 5 -
(4) 措置の内容	- 5 -
(5) 発動可能期間	- 6 -
4. 特定貨物の輸入増加の事実	- 6 -
(1) 特定貨物	- 6 -
(2) 輸入増加品目の選定	- 6 -
(3) 輸入増加品目	- 7 -
(4) 全輸入数量との関係	- 8 -
a. CPTPP の輸入増加が全輸入数量の増加となっているもの	- 8 -
b. CPTPP の輸入増加よりも全輸入数量の増加が大きいもの	- 9 -
c. CPTPP は輸入増加しているが全輸入数量は増加していないもの	- 10 -
d. CPTPP 輸入数量が全輸入数量に比して僅かなもの	- 11 -
(5) 複数の締約国	- 11 -
(6) 複数の数量単位	- 12 -
5. 検討	- 13 -
(1) WTO 協定との関係	- 13 -
(2) WTO 一般 SG との関係	- 14 -
(3) WTO 一般 SG 措置との同時調査	- 15 -
(4) 調査開始	- 16 -
(5) 調査対象期間	- 16 -
(6) CPTPP 輸入占有率	- 16 -
(7) 同種・直接競合産品	- 18 -
6. まとめ	- 18 -
【参考文献】	- 20 -
【参考資料】	- 22 -

1. はじめに

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）²は、2018 年 12 月 30 日の発効後 3 年が経過した。現在の締約国は、日本、豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ベトナム、ペルーの 8 ヶ国となっている。CPTPP は、日本の関税撤廃率が 95%³と、日本が締結していた既存の EPA より高い水準であったこと、関税以外にも幅広い分野を対象としていること等から、国内産業の競争力強化・進化等を内容とする「総合的な TPP 等関連政策大綱」がまとめられる等の対策が施されている。

CPTPP による輸入が急増した場合のセーフガード措置の一つが経過的 SG 措置である。本稿では、CPTPP を利用した輸入実績から、輸入増加している品目について、経過的 SG の発動可能性について検討することとしたい。また、日本も多くの EPA が発効しており、二国間 EPA、AJCEP、RCEP 等複数の EPA が適用可能となっているが、輸入が急増した場合に、CPTPP 経過的 SG、WTO 一般 SG、EPA 経過的（二国間）SG⁴の使い分けについても考察することとしたい。

なお、TPP 協定では、経過的 SG 措置（第 6 章）のほかに、品目別の SG 措置（関税率表の付録 B）、繊維及び繊維製品の緊急措置（第 4 章）が、物品貿易の輸入増加への SG 措置として規定されているが、本稿では経過的 SG 措置に焦点を当てる。

2. CPTPP における関税譲許と輸入概況

（1）CPTPP 協定

TPP 協定は、日本、米国、カナダ、豪州、NZ、メキシコ、チリ、ペルー、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイの 12 ヶ国が交渉に参加し、2016 年 2 月に署名に至ったが、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたため、米国を除く 11 ヶ国で 2018 年 3 月に TPP 協定の一部規定の適用停止等を内容とする CPTPP 協定に署名が行われ、同年 12 月 30 日に日本、豪州、カナダ、メキシコ、ニュージーランド、シンガポールの 6 ヶ国で発効し、ベトナムについては 2019 年 1 月 14 日に、ペルーについては 2021 年 9 月 19 日にそれぞれ発効している⁵。

（2）日本の関税譲許

関税譲許については、TPP 協定附属書 2-D（関税に係る約束）の関税率表が CPTPP 協

² CPTPP 交渉においては、従来の EPA 交渉とは異なり、内閣官房に TPP 政府対策本部が設置され、総合調整が行われた。

³ 品目数ベース及び貿易額ベースの数値。内閣官房 TPP 政府対策本部（2015）「TPP における関税交渉の結果」参照。

⁴ FTA 等による経過的（二国間）SG の事例は世界的に見ても限られており、日本が締結している EPA の関係では、2020 年にインド政府が日インド EPA に基づく二国間 SG の調査事案が挙げられるのみである。（拙著「日本産 PVC に対するインドにおける二国間セーフガード調査」『貿易と関税』2021 年 5 月号 84 頁及び 6 月号 34 頁（日本関税協会））

⁵ 2022 年 5 月 1 日現在、チリ、マレーシア、ブルネイについては未発効である。

定に組み込まれており⁶、関税法第3条（課税物件）ただし書きの規定により直接適用されている。

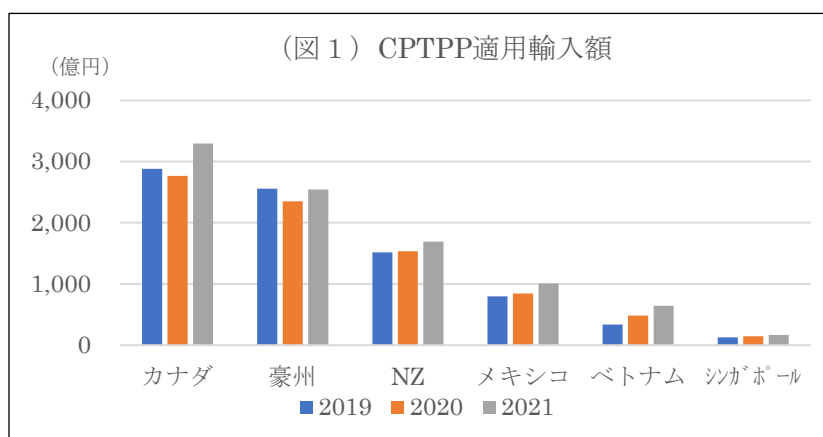
日本は、全 9321 品目⁷のうち、協定発効時に 7761 品目の関税を撤廃し、1101 品目について一定のステージング期間を経た後に関税を撤廃し、残りの 459 品目については関税引き下げ、関税割当の設定又は実行 MFN 税率とすることを約束している。

CPTPP による関税撤廃率は、2021 年の輸入実績⁸では、品目ベースで 85%、輸入額ベースで 89%となっている。発効後 21 年で無税となる品目まで含めた関税撤廃率は、品目ベースで 95%、輸入額ベースで 94%となっている。（参考資料 1，2）

一般に、国内産業にとってセンシティブな品目ほど長期間のステージング期間が設定されていると考えられることから、センシティブ品目への関税引下げの効果は今後出てくることが想定される。

（3）輸入概況

CPTPP 締約国からの CPTPP 特惠税率適用輸入額は、図 1 のとおり 2018 年末の協定発効以降⁹、豪州からの輸入を除いて増加傾向にあり、2021 年にはカナダ原産品が約 3,300 億円、豪州原産品が約 2,500 億円、NZ 原産品が約 1,700 億円、メキシコ原産品が約 1,000 億円、ベトナム原産品が約 600 億円、シンガポール原産品が約 200 億円と、6 ヶ国とも前年 2020 年の輸入額より増加している。なお、ペルー原産品の輸入額¹⁰は 38 億円であった。



（出典）財務省「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

⁶ CPTPP 協定 1 条 1

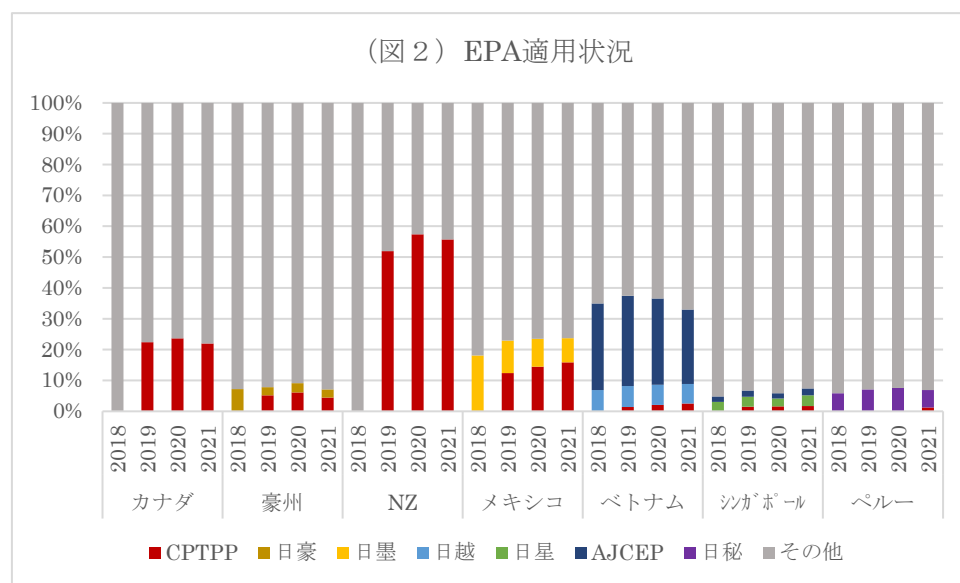
⁷ CPTPP の関税譲許表（附属書 2-D の日本国の関税率表）を基に筆者算出。

⁸ 2021 年分の財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」は HS2017 による輸入統計番号に基づいているが、CPTPP の関税分類番号は HS2012 に基づいて作成されていることから、品目数は若干異なっている。

⁹ CPTPP は 2018 年 12 月 30 日に、日本、カナダ、豪州、NZ、メキシコ、シンガポールの 6 ヶ国で発効しているが、実際に CPTPP 特惠税率を適用した輸入実績は、2018 年 12 月中ではなく、2019 年 1 月になってからとなっている。

¹⁰ ペルーは、協定発効が 2021 年 9 月なので、2019 年、2020 年の CPTPP 特惠関税適用輸入額は無く、比較ができないことから、図 1 には含めていない。

CPTPP の締約国からの輸入額のうち CPTPP 特惠税率を適用している割合は、図 2 のとおり NZ が約 50%と高く、次いでカナダが約 25%、メキシコが約 15%、豪州が約 10%で、ベトナムとシンガポールは僅かとなっている。豪州とメキシコは CPTPP の発効前は日豪 EPA と日墨 EPA を利用していた輸入が CPTPP 利用に転換したことが顕著であるが、ベトナムとシンガポールは AJCEP、日越 EPA、日星 EPA の利用が継続している。なお、ペルーについては、協定発効後 3 ヶ月なので、未だ傾向は認められない。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

(4) ステージング実施区分別輸入状況

CPTPP の日本の関税率表では 63 のステージングの実施区分が規定¹¹されている。CPTPP 特惠税率を適用した輸入額¹²の増減は、実施区分に応じた特段の傾向は認められない。(参考資料 3)

3. 経過的 SG 制度

(1) 根拠法令

CPTPP 経過的 SG 措置については、他の EPA の経過的（二国間）SG 措置（参考資料 4）と同様に、関税暫定措置法（以下、「暫定法」という。）第 7 条の 7（経済連携協定に基づく関税の緊急措置）に規定¹³されており、同条において「当該経済連携協定の規定に

¹¹ 附属書 2-D の日本国の関税率表 一般的注釈 4

¹² ペルー原産品の輸入額は含めていない。

¹³ 暫定法第 7 条の 7 等が一般的な内容の規定となっていることについては、以下のように説明されている。
「経済連携協定が署名される際に、これを実施するための関税暫定措置法の改正が必要となるわけですが、その内容は、二国間のセーフガード及び二国間関税割り当てに係る手続の整備を行う技術

基づき」とされていることから、CPTPP の関連規定が直接適用されることとなる。CPTPP 協定においては、TPP 協定第 6 章第 A 節（セーフガード措置）の規定が CPTPP 協定に組み込まれている¹⁴。TPP 協定第 6 章第 A 節では、WTO 協定の SG 協定を準用している部分がある。

暫定法第 7 条の 7 の規定の適用に関して必要な事項については、経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（以下、「EPA 緊急関税令」という。）に委任されている。EPA 緊急関税令は、WTO の一般 SG について規定している関税定率法（以下、「定率法」という。）第 9 条（緊急関税等）の委任政令である緊急関税等に関する政令（以下、「WTO 緊急関税令」という。）を多くの事項で準用している¹⁵。

なお、これまでに、日本において CPTPP 経過的 SG 措置の発動事例はなく、他の CPTPP 締約国においても、CPTPP 経過的 SG の発動事例はない。

（２）要件

暫定法は、EPA に基づく関税の緊急措置の要件として、

- ① EPA 特惠税率の適用を受ける「特定貨物の輸入増加の事実」、当該輸入増加が重要な原因となって、「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」の認定
- ② 国民経済上緊急の必要性
- ③ 当該 EPA の規定への整合性

を列挙している¹⁶。

TPP 協定は、経過的 SG の要件として、

- ・ 原産品の輸入増加の事実、当該増加した数量が国内産業に対する重大な損害等を引き起こしている事実の認定

を挙げている。なお、国内産業に関しては、原産品と同種の又は直接に競合する産品を生産する国内産業と規定されている。

なお、CPTPP のように相手国が複数の EPA の場合、輸入増加等の事実認定に際して、締約国全体を対象とするのか、個々の締約国を対象とするのかについて、暫定法には特段の規定はないが、TPP 協定においては個々の締約国又は複数の締約国について事実を認定することが認められている（ただし、複数国の場合は経過的 SG 措置の対象は原産品の輸入が増加している国に限られる。）¹⁷。

的なものでございまして、各協定を通じてほぼ同一の内容となっております。今般の改正案におきましては、こうした既存の規定内容を踏まえつつ、今国会中に署名が予定されている複数の協定に対応できるよう規定の整備を行ったものであります。」（第 166 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 7 号 平成 19 年 3 月 23 日 尾身大臣発言）

¹⁴ CPTPP 協定 1 条 1

¹⁵ 具体的な調査手続きについては、WTO の一般 SG に関する「緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン（以下、「一般 SG ガイドライン」という。）」が公表されているが、EPA・SG に関する手続ガイドラインは、これまで経過的 SG 発動に向けた具体的な動きがなかったためと推測されるが、公表されていない。

¹⁶ 暫定法第 7 条の 7 第 1 項本文

¹⁷ TPP 協定第 6.3 条 1

(3) 調査

暫定法は、「特定貨物の輸入増加の事実」及びこれによる「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」についての十分な証拠があり、必要があると認めるときに、これらの事実の有無について政府調査を行うこととしている¹⁸。

TPP 協定は、経過的 SG 措置をとる前に、WTO 協定の SG 協定第 3 条（調査）及び第 4 条（調査結果の公表）2(c)の手続きに関する規定に従って調査を行うことを求めており、調査においては同協定第 4 条 2(a)及び(b)の要件に従うこととされている。このため、SG 協定第 3 条及び第 4 条 2 の規定を準用することとされている²⁰。

なお、調査開始については、「特定貨物の輸入増加の事実」及び「これによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実」についての十分な証拠があることが要件となっているが、具体的には、産業所管大臣が、当該産業の利害関係者からの求めがあることその他の事情を勘案して必要があると認めるときは、以下の資料を提供し、財務大臣及び経済産業大臣に調査開始の協議の必要性について通知することとされている²¹。

- ① 特定貨物の貿易統計の数値（合理的な調整可）²²
- ② 当該貨物の国内販売・生産状況を示す数値
- ③ その他十分な証拠の有無の判定に必要な資料

(4) 措置の内容

暫定法は、EPA に基づく関税の緊急措置として、次の措置をとることができるとしている。

- ① 更なる関税率の引下げを行わないものとする
- ② 実行税率の範囲内において関税率を引き上げること

TPP 協定は、経過的 SG 措置として、以下のいずれかの措置をとることができるとしている²³。

- ① 原産品について、関税の更なる引下げを停止すること
- ② 経過的 SG 措置をとる時又は協定発効日の前日における実行 MFN 税率のうち、いずれか低いものを超えない水準まで、原産品の関税を引き上げること

なお、暫定法は「当該経済連携協定の規定に基づき」暫定措置をとることを認めている

¹⁸ 暫定法第 7 条の 7 第 6 項

¹⁹ 暫定法第 7 条の 7 第 1 項本文は「事実・・・がある場合において、・・・当該経済連携協定の規定に基づき・・・措置をとることができる。」と規定しており、事実認定を行う政府調査の際に当該 EPA の規定に基づく必要があるのかは明示していないようである。

²⁰ TPP 協定第 6.5 条

²¹ EPA 緊急関税令第 5 条第 1 項

²² EPA 緊急関税令第 5 条は「関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 102 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の統計の数値」と規定しており、外国貿易等に関する統計基本通達では、関税法第 102 条等に基づき作成・公表・閲覧に供する外国貿易等に関する統計として、普通貿易統計等を列挙しているが、「経済連携協定別時系列表」はこの「普通貿易統計」には該当しないように思われる。税関 Website の「財務省貿易統計」のページでは、「参考資料」の「その他統計指標」として「経済連携協定別時系列表」が掲載されている。

²³ TPP 協定第 6.3 条 2

が²⁴、TPP 協定では暫定措置は規定されていない。

また、TPP 協定では、経過 SG、WTO の一般 SG、品目別 SG、繊維及び繊維製品の緊急措置の同一製品への併課は禁止されている²⁵。日本が締結している EPA では、TPP の他に、AJCEP、日越、日秘、日豪、日蒙、日 EU、日英、RCEP においても WTO の一般 SG との併課を禁止している²⁶。（参考資料 4）

（５）発動可能期間

暫定法には、経済連携協定に基づく関税の緊急措置をとることができる期間に関する特段の規定はないが、TPP 協定では、経過 SG 措置をとることができる期間は、経過期間中（協定の効力発生の日から 3 年間（ただし、関税の撤廃へのステージング期間がより長い場合にはステージング期間））に限ることとされている²⁷。

4. 特定貨物の輸入増加の事実

（１）特定貨物

暫定法では、輸入増加の対象となる貨物について「当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。」と規定されており²⁸、対象国からの当該貨物の輸入について、EPA 特惠税率を適用している貨物と、MFN 実行税率を適用している貨物がある場合、EPA 特惠税率を適用している貨物の輸入のみを対象に増加しているか否かを事実認定することとなる。

TPP 協定でも、「原産品が・・・増加した数量で輸入されている場合」と規定されており²⁹、「原産品」とは、TPP 協定の原産地規則に従って原産品とされる産品又は材料をいうとされている³⁰。

産業所管大臣が調査開始の協議を求める際には、財務省貿易統計の数値を用いることとされていることから³¹、輸入の増加の事実の有無については、財務省貿易統計の「経済連携協定別時系列表」の数値を含めて検討することになる³²。

（２）輸入増加品目の選定

暫定法には、輸入増加の判断基準について特段の規定はない。TPP 協定では、調査において、WTO の SG 協定第 4 条 2(a)及び(b)に定める要件に従うと規定されており³³、

²⁴ 暫定法第 7 条の 7 第 7 項

²⁵ TPP 協定第 6.2 条 5

²⁶ これらの EPA に係る経過 SG の発動事例はない。

²⁷ TPP 協定第 6.1 条、第 6.3 条 1、第 6.4 条 3

²⁸ 暫定法第 7 条の 7 第 1 項本文

²⁹ TPP 協定第 6.3 条 1

³⁰ TPP 協定第 3.1 条

³¹ EPA 緊急関税令第 5 条第 1 項

³² 財務省貿易統計では、輸入における「国（貿易相手国）」は原産国（開税法施行令第 4 条の 2 第 4 項に規定する原産地となる国をいう。）とする。」とされており、各 EPA の原産地規則とは異なる原産地規則で計上されている。（外国貿易等に関する統計基本通達 7-2（国別の選定基準）（2））

³³ TPP 協定第 6.5 条 2

SG 協定では、「輸入の増加率及び増加量（絶対量におけるものであるか相対量におけるものであるかを問わない。）」を評価することとされている³⁴。

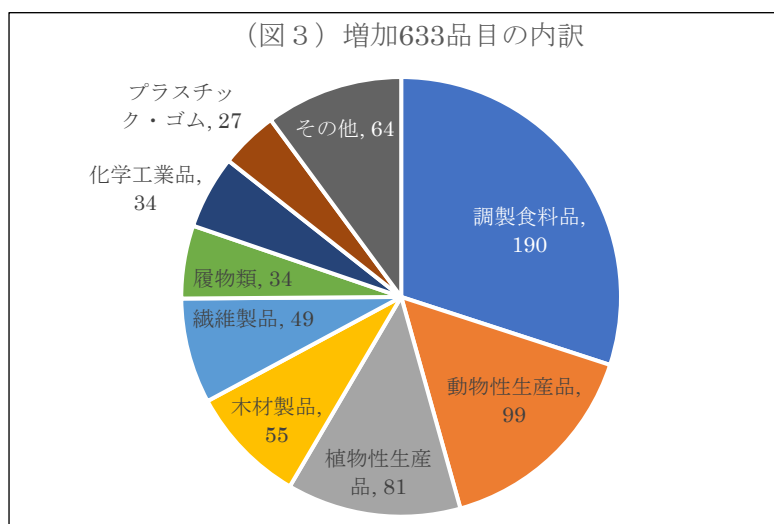
公表されている統計において、貿易統計の輸入統計番号³⁵に応じた製品の国内生産量の数値は把握できないことから、絶対量における輸入の増加率及び増加量の数値について検討する。

以上を踏まえて、輸入統計番号別、締約国別の CPTPP 特惠税率適用輸入について、

- ① 2019 年、2020 年、2021 年と連続して輸入量が増加している原産品
 - ② 2019 年の輸入はないが、2020 年、2021 年で輸入量が増加している原産品
 - ③ 2019 年、2020 年の輸入はないが、2021 年の輸入のある原産品
- を抽出したところ、合計 633 品目³⁶となった。（参考資料 5）

（3）輸入増加品目

輸入が増加した 633 品目の内訳は、図 3 のとおり、調製食料品が輸入増加品目の 30%を占め、次いで動物性生産品が 16%、植物性生産品が 13%と農水産品が約 60%を占めている。ただし、これらの品目のうち、調製食料品、動物性生産品、木材製品には、関税割当、品目別 SG 措置の対象品目も含まれている。



（出典）財務省「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

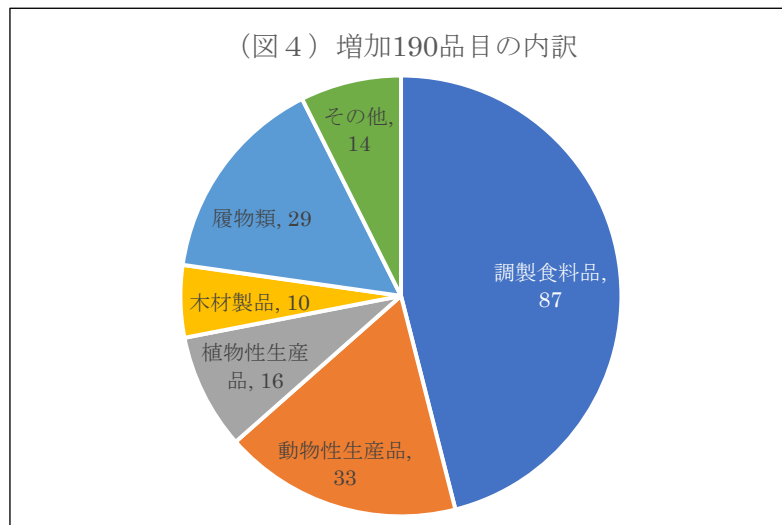
また、既に経過期間が終了している等、CPTPP 経過的 SG 措置の対象とはならない品目を除く³⁷と、対象品目は 189 品目となり、内訳は、図 4 のとおり、調製食料品が約半数を占め、次いで、動物性生産品、履物類の品目が多くなっている。

³⁴ SG 協定第 4 条 2(a)

³⁵ 「輸入統計品目表番号」、「輸入統計品目番号」、「輸入統計番号」、「関税率表番号」、「関税分類番号」、「統計品目番号」等の呼び方があるが、本稿では「輸入統計番号」としている。

³⁶ 財務省の「経済連携協定別時系列表」の数値は輸入統計番号で公表されていることから、この輸入統計番号ごとに検討している。

³⁷ 実施区分が、EIF, JPEIF, B4, JPM, JPR, MFN, TRQ の品目について除外している。



(出典) 財務省「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

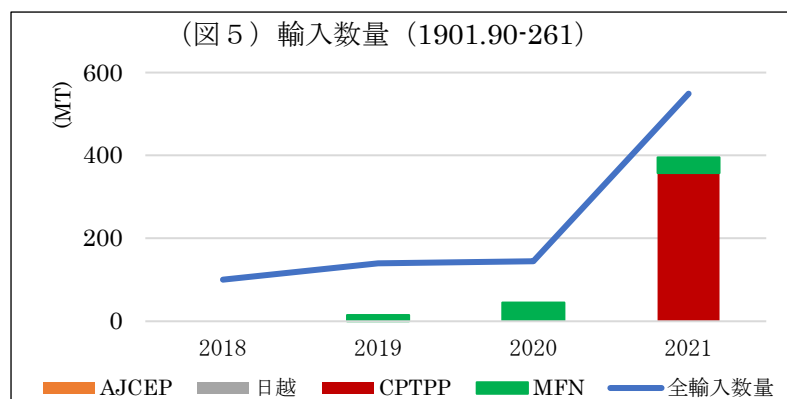
(4) 全輸入数量との関係

前述(3)で抽出した189品目のうち、2021年の輸入数量が前年比5倍以上増加した18品目について、2019年からの4年間の全輸入数量、当該国からのMFN実行税率、各EPA特惠税率適用輸入数量の増減を比較したところ(参考資料6)、以下の4種類のパターンが見られた。

a. CPTPPの輸入増加が全輸入数量の増加となっているもの

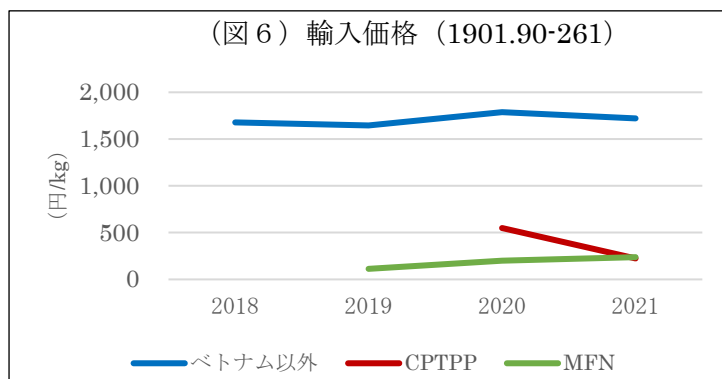
ベトナム産の輸入統計番号1901.90-261(その他の米粉等調製品(小売用の容器入りにしたもの))を例とする。CPTPPの実施区分はB11で、2021年度のCPTPP特惠税率は8.6%、AJCEP及び日越EPAは非譲許、MFN実行税率は13.6%となっている。

CPTPP特惠税率適用の輸入は、2020年の0.6MTが2021年には357MTと356MT増加(550倍増)している。各国からの輸入を合計した全輸入数量も2020年の144MTから549MTへと約400MT増加(3倍増)しており、増加数量の大宗をベトナム原産のCPTPP適用分が占めている(図5参照)。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

2021年のCPTPP特惠税率の適用ベトナム産の輸入価格は225円/kgであるのに対し、ベトナム以外の国からの平均輸入価格は1,721円/kgと666%高くなっている（図6参照）。2021年度のCPTPP特惠税率は8.6%、MFN実行税率は13.6%であることを勘案すると、国内引取価格³⁸は、それぞれ244円/kg、1,955円/kgと平均価格の方が702%高くなることとなる。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

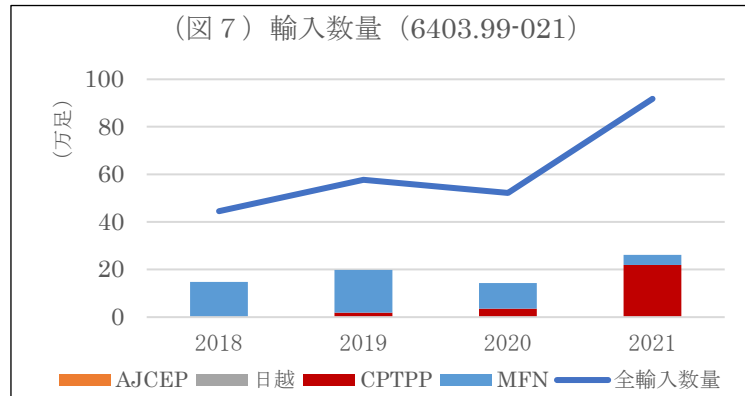
この場合、CPTPP 経過的 SG 措置として、CPTPP 特惠税率の 8.6%から MFN 実行税率の 13.6%に引き上げたとしてもベトナム以外の国からの産品との価格差は依然として大きく、WTO の一般 SG 措置の適用についても検討することとなる。

b. CPTPP の輸入増加よりも全輸入数量の増加が大きいもの

ベトナム産の輸入統計番号 6403.99-021 (スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物)を例とする。CPTPP の実施区分は B16 で、2021 年度の CPTPP 特惠税率は 22.5%、AJCEP 特惠税率は 30%、日越 EPA は非譲許、MFN 実行税率は 30% となっている。

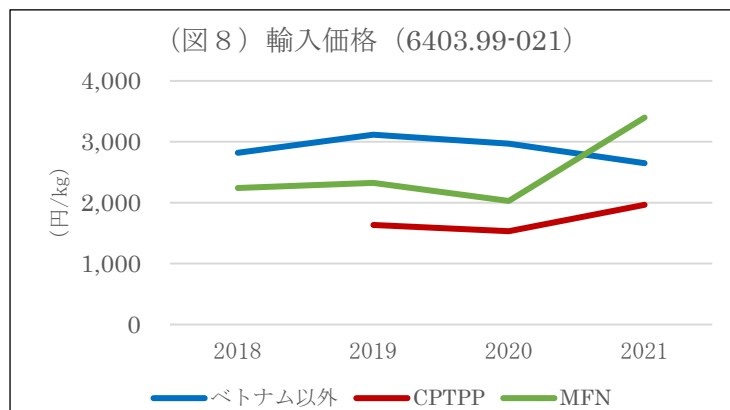
CPTPP 特惠税率適用の輸入は、2020 年の 4 万足が 2021 年には 22 万足と 18 万足増加 (6 倍増) している。各国からの輸入を合計した全輸入数量も 2020 年の 52 万足から 92 万足へと 40 万足増加 (76%増) しているが、ベトナム産の他にインドネシアからの輸入が 21 万足増加している影響も大きい (図 7 参照)。

³⁸ 本稿において、国内引取価格は、輸入価格＋関税額で算出している。実際の国内引取りの際には、更に消費税額 (消費税額 = (輸入価格＋関税額) × 消費税率) が加わることとなる。(他の内国税が課されない場合)



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

2021 年の CPTPP 特惠税率の適用ベトナム産の輸入価格は 1,965 円/kg であるのに対し、ベトナム以外からの製品の平均輸入価格は 2,649 円/kg と 35% 高くなっている (図 8 参照)。2021 年度の CPTPP 特惠税率は 22.5%、MFN 実行税率は 30% であることを勘案すると、国内引取価格は、それぞれ 2,408 円/kg、3,444 円/kg と平均価格の方が 43% 高くなることとなる。



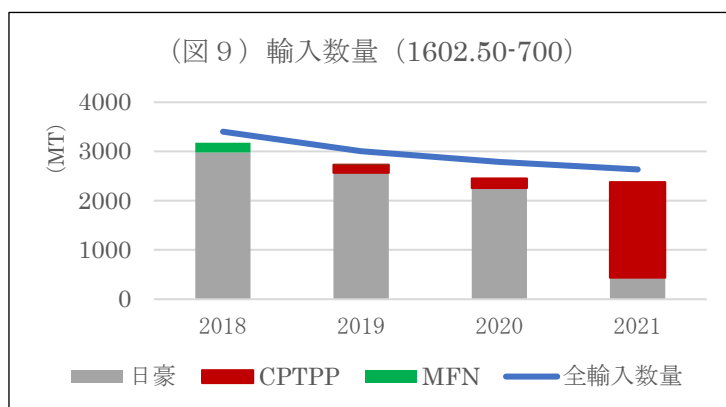
(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

この場合、CPTPP 特惠税率適用のベトナム産品の価格が安価であることから、国内産業への損害が生じる要因となろうが、輸入数量の増加量はベトナム産品以外の方がベトナム産品増加量の 1.5 倍大きいので、WTO の一般 SG 措置の適用についても検討することとなろう。

c. CPTPP は輸入増加しているが全輸入数量は増加していないもの

豪州産の輸入統計番号 1602.50-700 (牛肉調製品 (気密容器入りのもの (野菜を含むものに限る。))) を例とする。CPTPP の実施区分は B16 で、2021 年度の CPTPP 特惠税率は 15.9%、日豪 EPA は関税割当、MFN 実行税率は 21.3% となっている。

CPTPP 特惠税率適用の輸入は、2020 年の 193MT が 2021 年には 1,939MT と 1,746MT 増加（10 倍増）している。一方、各国からの輸入を合計した全輸入数量は 2020 年の 2,788MT から 2,634MT へと 153MT 減少（5%減）している（図 9 参照）。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

この場合、CPTPP 経過的 SG 措置について、輸入増加の事実について認められるとしても、全輸入数量が減少しているなかで、CPTPP 原産品の増加した数量が国内産業への損害を引き起こしていると認定することは難しいのではないかな。

d. CPTPP 輸入数量が全輸入数量に比して僅かなもの

NZ 産の輸入統計番号 1515.19-000（その他の亜麻仁油）を例とする。CPTPP の実施区分は B6 で、2021 年度の CPTPP 特惠税率は 1.6%又は 1.83 円/kg のうちいずれか高い税率、MFN 実行税率は 5%又は 5.50 円/kg のうちいずれか高い税率となっている。

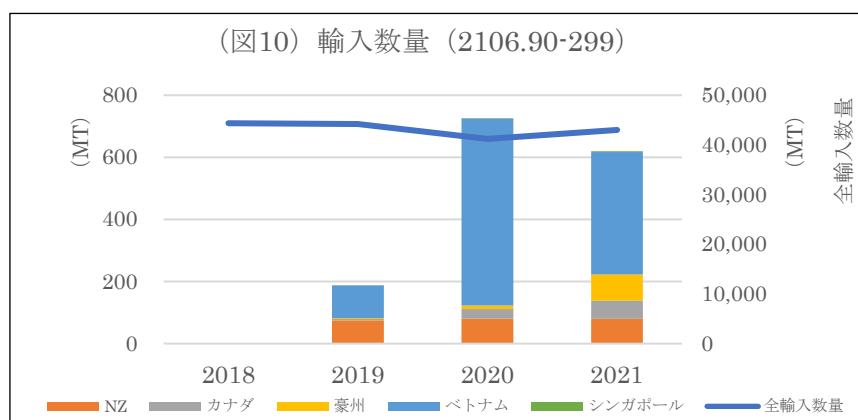
CPTPP 特惠税率適用の輸入は、2020 年の 0.8MT が 2021 年には 4.8MT と 4MT 増加（6 倍増）している。一方、各国からの輸入を合計した全輸入数量は 2020 年が 3,491MT、2021 年も 3,491MT と横ばいとなっている。また、2021 年の CPTPP 輸入数量は、全輸入数量の 0.1%を占めるに過ぎない。

この場合、CPTPP 経過的 SG 措置について、輸入増加の事実について認められるとしても、全輸入数量が減少しているなかで、CPTPP 原産品の増加した数量が国内産業への損害を引き起こしていると認定することは難しいのではないかな。

(5) 複数の締約国

輸入統計番号 2106.90-299（その他の調製食料品）を例とする。CPTPP の実施区分は B8 で、2021 年度の CPTPP 特惠税率は 7.5%、MFN 実行税率は 15%となっている。

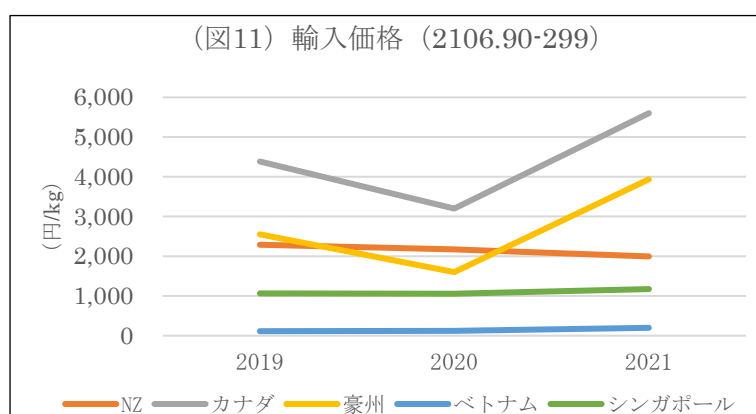
2021 年の CPTPP の輸入は、豪州産が 83MT（7 倍増）、シンガポール産が 3MT（181%増）、カナダ産が 59MT（88%増）と増加しているのに対して、ベトナム産が 394MT（35%減）、NZ 産が 80MT（0.4%減）と減少しており、CPTPP 原産品合計で 619MT（15%減）と全輸入数量の 1.4%を占めている（図 10 参照）。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

2021 年の CPTPP 特惠税率の適用製品の輸入価格はカナダ産が最も高く 5,603 円/kg で、豪州産 3,939、NZ 産 1,996、シンガポール産 1,176 と続き、ベトナム産は 199 と価格の幅が大きくなっている (図 11 参照)。

また、カナダ産と豪州産の輸入価格は、2020 年に下がり、2021 年は 2019 年より上昇していると同様の動きをしているのに対して、NZ 産、シンガポール産、ベトナム産の価格変動は僅かである。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

輸入統計番号 2106.90-299 は 21 類に特掲されていない製品が分類される輸入統計番号なので様々な製品が含まれることとなる。従って、価格差が大きいことから、必ずしも、これらの製品が同種・直接競合製品とはいえないと考えられる。

(6) 複数の数量単位

財務省「貿易統計」において、貨物の数量は統計品目表に定める単位により計上することとされており³⁹、統計品目表⁴⁰では品目によって 1 種類又は 2 種類の数量単位が規

³⁹ 外国貿易等に関する統計基本通達 8 (貨物の数量)

⁴⁰ 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件 (昭和 62 年 6 月大蔵省告示第 94 号)

定されており、貿易統計においても、数量の数値については品目によって 1 種類又は 2 種類の数値が公表されている。

上述（3）の増加品目のうち、2 種類の数量単位の数量がある產品は 37 品目あり（参考資料 7）、そのうち、2020 年の対前年増減比が 2 種類の数量で増減が異なる品目が豪州産の輸入統計番号 2009.69-21（ぶどうジュース（しょ糖 10%以下のもの））の 1 品目、2021 年には NZ 産輸入統計番号 4412.99-190（その他の集成材）、ベトナム産輸入統計番号 6204.53-200（合成繊維製スカート）の 2 品目あった。

豪州産ぶどうジュースについては、2020 年にリットル（L）単位での体積は 1%増加しているのに対して、KG 単位での重量は 2%減少している。

NZ 産集成材については、2021 年に立方メートル（CM）単位での体積は 50%増加しているのに対して、KG 単位での重量は 9%減少している。

ベトナム産スカートについては、2021 年に NO 単位での枚数は 38%増加しているのに対して、KG 単位での重量は 22%減少している。

これらの数量単位によって増減が異なる場合に関する特段の規定は国内法及び TPP 協定⁴¹には無いことから、商取引で用いられている数量単位を優先的に検討することが考えられる。

5. 検討

（1）WTO 協定との関係

紛争解決について規定している TPP 協定第 28 章では、パネルは、条約法条約⁴²第 31 条（解釈に関する一般的な規則）及び第 32 条（解釈の補足的な手段）の規定に基づいて TPP 協定について検討し、TPP 協定に組み込まれた WTO 協定の規定については WTO の DSB で採択されるパネル及び上級委員会報告における解釈について検討することとされている⁴³。

CPTPP 経過的 SG について規定している TPP 協定第 6 章第 A 節では、政府調査の調査手続き及び透明性の要件に関して、WTO の SG 協定第 3 条（調査）及び第 4 条（重大な損害又はそのおそれの決定）2 の規定について、必要な変更を加えた上で TPP 協定に組み込まれ、TPP 協定の一部を成す旨規定されている⁴⁴。

WTO の SG 協定第 3 条及び第 4 条 2 に関する DSB で採択されたパネル・上級委員会報告書としては、米国のラム肉事件でのパネル・上級委員会報告書、米国の小麦グルテン事件でのパネル・上級委員会報告書、アルゼンチンの履物事件でのパネル・上級委員会報告書、ウクライナの乗用車事件でのパネル報告書などが挙げられる⁴⁵。

⁴¹ NZ 産輸入統計番号 4412.99-190（その他の集成材）については、CPTPP の林產品 SG の対象品目ではないが、林產品 SG の発動基準数量は数量単位 CM で規定されている。（附属書 2-D（日本国の関税率表：付録 B-2））

⁴² 1969 年の条約法に関するウィーン条約

⁴³ TPP 協定第 28.12 条 3

⁴⁴ TPP 協定第 6.5 条

⁴⁵ WTO (2021) “The WTO Analytical Index: Guide to WTO Law and Practice, Agreement on Safeguards”

このうち、SG 協定第 4 条 2(a)に掲げられている評価項目のうち、輸入増加に関する「輸入の増加率及び増加量」に関しては、アルゼンチンの履物事件において、パネルは調査対象期間における「傾向 (trend)」を評価する必要があるとし⁴⁶、上級委員会もこれに同意している⁴⁷。また、ウクライナの乗用車事件において、パネルは「傾向」が直後 (in the very near future) も継続する旨についても調査当局は示すべきとしている⁴⁸。

TPP 協定が準用している WTO の SG 協定の条文は第 3 条及び第 4 条 2 のみで、輸入増加に関する SG 協定第 2 条 1 及び GATT 第 19 条は準用していないことから、これらの準用していない規定に関する WTO のパネル・上級委員会報告の解釈を検討することは求められておらず⁴⁹、CPTPP 経過的 SG と一般 SG で輸入増加の判断基準が異なるものとなる可能性がある。ただし、TPP 協定第 6.3 条と SG 協定第 2 条 1 の英文の文言を比較すると「is being imported into ... in such increased quantities」、「under such conditions」、「cause or threaten to cause serious injury」との文言は同一であることから、これらの文言に関する WTO のパネル・上級委員会報告の解釈を参考とすることは考えられ、これらの報告の解釈を参考とすることが TPP 協定上禁止されているわけではない。

(2) WTO 一般 SG との関係

前述 3 (4) のとおり、CPTPP 経過的 SG 措置と WTO の一般 SG 措置を同一の產品に対して同時にとることは禁止されている⁵⁰。ただし、措置をとるための前段階としての政府調査についてまで同時調査は禁止されていないことから、CPTPP 特惠税率適用輸入数量と全輸入数量の双方が増加している場合には、CPTPP 経過的 SG 措置の政府調査と WTO の一般 SG 措置の政府調査を同時に行い、双方の調査の調査結果が出た段階で、CPTPP 経過的 SG 措置と WTO の一般 SG 措置のどちらの措置をとるのか、若しくはどちらの措置も取らないのかを判断することとなろう。なお、国内産業の範囲としては、TPP 協定も WTO の SG 協定も、同種・直接競合產品を生産する国内産業と規定されている。

CPTPP 経過的 SG 措置は、CPTPP 特惠税率から MFN 実行税率まで関税を引き上げる措置であるのに対して、WTO の一般 SG 措置は、MFN 実行税率を超えて関税を引き上げることを可能とする措置であることから (図 12 参照)、双方の措置の発動要件を満たす場合には、特に国内産業保護の視点からは、CPTPP 経過的 SG 措置よりも WTO の一般 SG 措置を志向するものと考えられる。

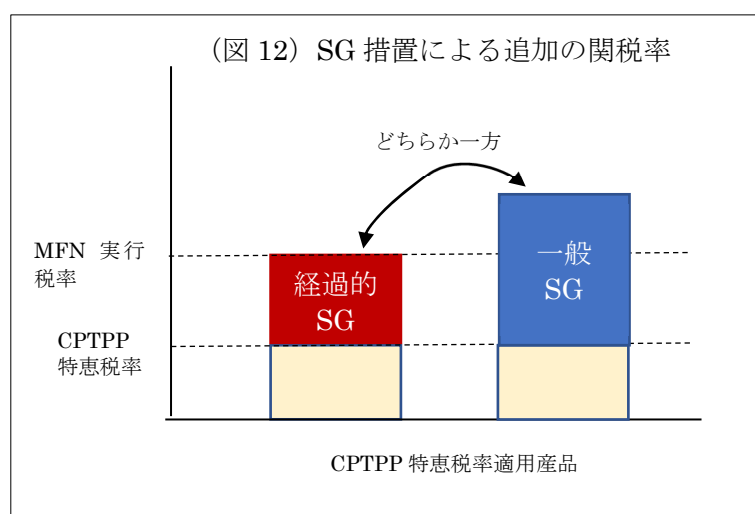
⁴⁶ WTO Panel report, Argentina – Footwear (EC), para. 8.159.

⁴⁷ WTO, Appellate Body Report, Argentina – Footwear (EC), para. 129.

⁴⁸ WTO, Panel report, Ukraine – Passenger Cars, para. 7.254

⁴⁹ TPP 協定第 28.12 条 3 は TPP 協定で準用している規定を対象としている。

⁵⁰ TPP 協定第 6.2 条 5



(出典) 筆者作成

CPTPP 特惠税率適用輸入数量が増加しているが、全輸入数量は減少している場合には、WTO の一般 SG 措置の政府調査を行うことはなく、CPTPP 経過的 SG 措置の政府調査に限られることとなる（表 1 参照）。

(表 1) WTO 一般 SG との関係

		CPTPP 輸入数量	
		増加	減少
全輸入数量	増加	一般 SG (CPTPP 経過的 SG)	一般 SG
	減少	(CPTPP 経過的 SG)	—

(出典) 筆者作成

(3) WTO 一般 SG 措置との同時調査

CPTPP 経過的 SG 措置の政府調査について規定している暫定法第 7 条の 7 第 6 項の規定と、WTO 一般 SG の政府調査について規定している定率法第 9 条第 6 項の規定はともに、「特定貨物の輸入増加の事実」及び「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」の有無につき調査を行うことを規定している。

「特定貨物」に関し、暫定法第 7 条の 7 第 1 項第 1 号本文は「経済連携協定に基づく関税の譲許による特定の種類の貨物」としているのに対して、定率法第 9 条第 1 項第 1 号本文は「外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化による特定の種類の貨物」と規定しており、輸入増加の対象貨物が、CPTPP 経過的 SG については CPTPP 特惠税率適用輸入数量、一般 SG については全輸入数量となる点が異なっており、一般 SG については予想されなかった事情の変化との要件が付加されている。

また、上述 (1) で触れたとおり、TPP 協定は SG 協定第 2 条 1 及び GATT 第 19 条を準用していないことにより、CPTPP 経過的 SG と一般 SG で輸入増加の判断基準が異なるものとなる可能性があるが、損害の事実については、CPTPP 経過的 SG も一般 SG

も SG 協定第 4 条 2 の規定に基づいて解釈することと等を勘案すると、CPTPP 経過的 SG 措置と WTO 一般 SG 措置の同時調査⁵¹には大きな支障はないものと考えられる。

なお、同時調査を行い、CPTPP 域内の輸入に対する一般 SG 措置の適用除外⁵²についても検討する場合、調査の対象範囲と一般 SG 措置の対象範囲が同等（parallelism）である必要がある⁵³との同等性原則に留意が必要である。同等性原則に適合的な認定を行うには、除外される CPTPP 産輸入数量の合算を除いた全世界輸入数量を算出し、それを基礎に改めて輸入増加、「予見されなかった事情の発展」の結果が当該輸入増加であること、更に当該増加と「重大な損害」の因果関係を認定する必要がある⁵⁴。

（４）調査開始

前述 3（３）のとおり、CPTPP 経過的 SG 措置の政府調査の開始には、国内産業の利害関係者が直接財務省及び経済産業省に調査開始を求めるのではなく、産業所管省庁が、対象製品の貿易統計の数値等を財務省及び経済産業省に提供して調査開始の協議を行うこととされている。従って、産業所管省庁は、所管産業に關係する製品の輸入動向をモニタリングし、輸入数量が増加した場合には適時に国内産業の状況を把握するといった対応が必要と考えられる。

（５）調査対象期間

暫定法には、輸入増加の対象期間について特段の規定はなく、TPP 協定にも特段の規定はない。WTO の SG 協定にも特段の規定はなく、WTO のパネル・上級委員会も期間の長短の妥当性に関する判断は行っていない。⁵⁵

一方、CPTPP の場合、他の EPA よりも経過的 SG 措置の発動が認められる経過期間が原則 3 年間と限定的であることから、通常の政府調査に必要な期間が 1 年程度であることを勘案すると、対象期間は短い期間としなければ、経過的 SG 措置をとることができる期間が無くなってしまうことから、CPTPP 経過的 SG については、年単位の数値ではなく、四半期、月などの短い単位とすることも想定されていたと考えられるが、現在は既に 3 年分の輸入実績があることから、一般 SG と同様に年単位で検討することで特段の問題は生じないものと考えられる。

（６）CPTPP 輸入占有率

2021 年に CPTPP 特惠関税適用実績のあった 881 品目について全輸入数量に占める割

⁵¹ WTO の一般 SG に関しては、関税措置と輸入制限措置が認められており、関税措置については定率法第 9 条に、輸入制限措置については輸入貿易管理令に、それぞれ規定されているが、一般 SG ガイドラインにおいて、関税措置と輸入制限措置の同時調査について規定している例がある。

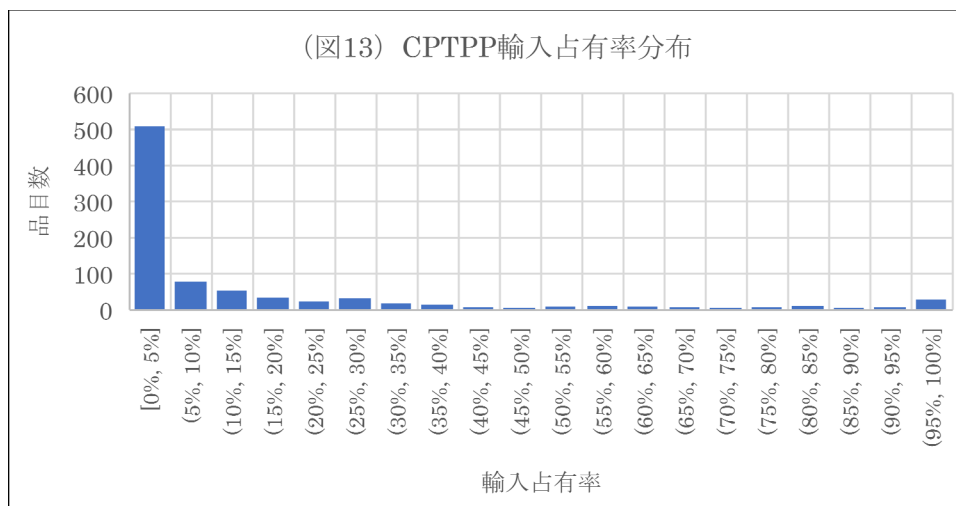
⁵² TPP 協定第 6.2 条 4 は関税割当品目を一般 SG の対象から除外できる場合について規定しているが、定率法及び暫定法には一部品目の除外を認める規定はない。

⁵³ WTO, Appellate Body Report, Argentina – Footwear (EC), paras. 111-113.

⁵⁴ 川瀬剛志「〔USMCA〕セーフガード発動における USMCA 域内国からの輸入と損害の因果関係」『国際商事法務』Vol. 50, No. 9（2022）近刊

⁵⁵ WTO の AD 委員会では、ダンピング調査でのデータは通常 12 ヶ月（最低 6 ヶ月）、損害調査は通常 3 年とすることを推奨することを決定しているが（WTO 文書番号 G/ADP/6）、SG 委員会では特段の合意はない。

合(輸入占有率)をみると、占有率5%以下の品目が510品目と58%を占めており、CPTPPによる輸入数量の増減が当該品目の日本の全輸入数量の増減に影響を及ぼしている品目は限られている(図13参照)。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

一方、輸入占有率50%超の品目が104品目と12%を占めており、占有率100%の品目は18品目あり、品目別SG対象品目、関税割当対象品目等を除く12品目の内訳は、動物性生產品6品目、植物性生產品2品目、油脂1品目、調製食料品2品目、卑金属1品目となっている(表2参照)。

従って、CPTPP産品とCPTPP以外の産品が、同種・直接競合産品である場合には、CPTPP産品の輸入占有率がある程度高い水準であることが、CPTPP経過的SGの検討の際には必要と考えられる。

(表2) 輸入がCPTPP産品のみの品目

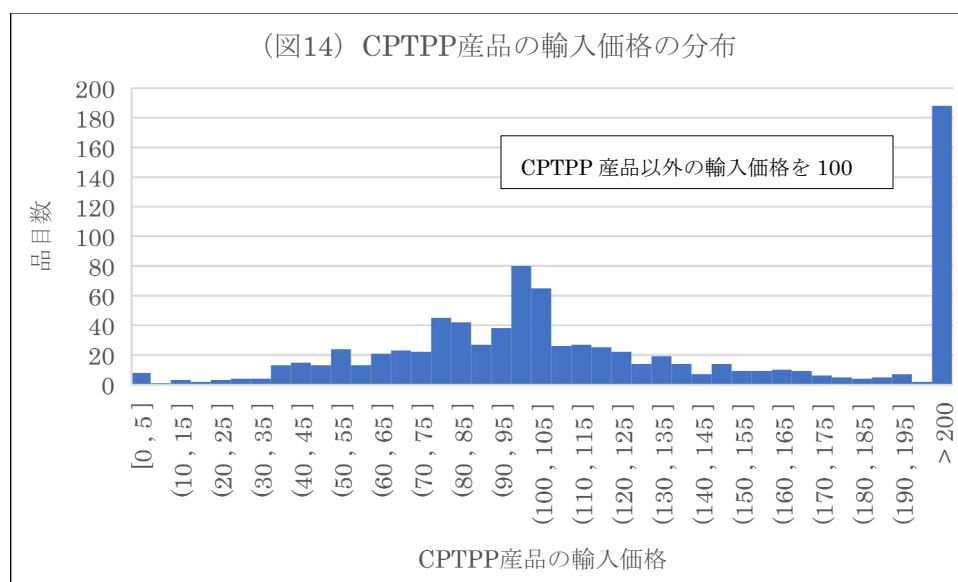
輸入統計番号	品名	実施区分	輸入統計番号	品名	実施区分
0206.30-091	生鮮・冷蔵の豚の臓器	B11	0808.10-000	りんご	JPB11
0210.99-020	その他の牛のくず肉	B16	1202.42-099	落花生(殻を除いたもの)	B8
0303.66-100	冷凍のヘイク(メルルシウス属)	B6	1504.30-090	海棲哺乳類の油脂(その他のもの)	EIF
0303.69-200	冷凍のその他の魚	EIF	1605.30-010	ロブスター(調製したもの)	EIF
0307.19-300	かき(その他のもの)	EIF	2009.90-910	混合ジュース(加糖)	EIF
0307.32-000	冷凍のい貝	EIF	8107.20-000	カドミウムの塊及び粉	EIF

(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

(7) 同種・直接競合産品

財務省の「貿易統計」及び「経済連携協定別時系列表」の数値は輸入統計番号で公表されていることから、本稿において輸入統計番号別に検討を行っているが、一の輸入統計番号が一の同種・直接競合産品に対応しているとは必ずしもいえない。

CPTPP 産品と CPTPP 産品以外の産品が同種・直接競合産品であれば、輸入価格に大きな差は無いものと考えられるが、図 14 の CPTPP 産品以外の産品の輸入価格を 100 とした 2021 年の CPTPP 産品の輸入価格の分布をみると、CPTPP 産品の価格が半額(50)以下の品目は 67 品目(8%)、2 倍超(>200)の品目は 188 品目(21%)と価格差の大きい品目多いことから、実際に調査を行う際には、調査対象産品の対象範囲を慎重に検討する必要がある。



(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

ただし、公表されている貿易統計で品目の最小単位が、本稿で使用した 9 桁の輸入統計番号であることから、この 9 桁の輸入統計品目番号に該当する品目が更に複数の産品で構成されている場合、それらの産品ごとの輸入数量は、各輸入者から聴取しない限り把握できないという問題が生じる。

6. まとめ

CPTPP の関税撤廃率は他の EPA に比べて高い水準にあるにもかかわらず、経過的 SG 措置の発動可能期間は他の EPA に比べて短い期間となっている。協定発効から 3 年が経過し、国内産業にとってセンシティブな品目の関税引き下げが更に進んでいくことから、CPTPP による輸入増加により国内産業に損害が生じている場合には、適時に政府調査を行い、必要に応じて経過的 SG 措置をとれるように、産業所管官庁は、参考資料 6 に掲げる品目を含め、ステージング中の所管物資の輸入動向をモニタリングしていくことが必要である。

モニタリングに当たっては、CPTPP 産品の増加状況のみならず、輸入占有率、輸入価格も勘案して同種・直接競合産品の範囲について検討する必要がある、CPTPP 経過的 SG 措置の調査と WTO 一般 SG 措置の調査との同時調査についても検討する必要がある。この場合、CPTPP 経過的 SG 措置の政府調査の手續等については、基本的に一般 SG ガイドラインの手續等と同様の手續等がとられるものと考えられる。

なお、政府調査の結果、経過的 SG 措置をとる場合、関係国と補償協議を行うこととなるが、日本政府内において TPP 交渉をまとめた内閣官房の TPP 等政府対策本部が、補償協議等の関係国との協議を政府内でまとめていくことが望ましいと考えられる。

【参考文献】

荒木一郎＝川瀬剛志『WTO 体制下のセーフガード』（東洋経済新報社 2004）
川瀬剛志「〔USMCA〕セーフガード発動における USMCA 域内国からの輸入と損害の因果関係」『国際商事法務』Vol. 50, No. 9 （2022）近刊

■Web 上の資料

伊東一頼「6 貿易上の救済」『Web 解説 TPP 協定』（経済産業研究所, 2016）
（https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/6_trade_remedies_v2.pdf）
内閣官房「TPP における関税交渉の結果」平成 27 年 10 月 20 日
（https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151020_tpp_kanzeikousyoukekka.pdf）
内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」平成 27 年 10 月 5 日
（https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf）
内閣官房「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の全章概要」平成 27 年 11 月 5 日
（https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151105_tpp_zensyougaiyou.pdf）
外務省「TPP 協定の説明書」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000138054.pdf>）
（以上、2022 年 6 月 7 日最終閲覧）

■国会会議録

第 166 回国会 衆議院 財務金融委員会 第 7 号（平成 19 年 3 月 23 日）

■WTO パネル・上級委員会報告書

パネル報告書

Argentina - Safeguard Measures on Imports of Footwear (WT/DS121/R)
United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Wheat Gluten from the European Communities (WT/DS166/R)
United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Circular Welded Carbon Quality Line Pipe from Korea (WT/DS202/R)
United States - Safeguard Measures on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb Meat from New Zealand and Australia (WT/DS177/R; WT/DS178/R)
United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Certain Steel Products (WT/DS248/R; WT/DS249/R; WT/DS251/R; WT/DS252/R; WT/DS253/R; WT/DS254/R; WT/DS258/R; WT/DS259/R)
Ukraine - Definitive Safeguard Measures on Certain Passenger Cars (WT/DS468/R)
India - Certain Measures on Imports of Iron and Steel Products (WT/DS518/R)
United States - Safeguard Measure on Imports of Crystalline Silicon Photovoltaic Products (WT/DS562/R)

上級委員会報告書

Argentina - Safeguard Measures on Imports of Footwear - AB-1999-7 (WT/DS121/AB/R)
United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Wheat Gluten from the European Communities - AB-2000-10 (WT/DS166/AB/R)
United States - Safeguard Measures on Imports of Fresh, Chilled or Frozen Lamb Meat from New Zealand and Australia - AB-2001-1 (WT/DS177/AB/R; WT/DS178/AB/R)
United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Circular Welded Carbon Quality Line Pipe from Korea - AB-2001-9 (WT/DS202/AB/R)
United States - Definitive Safeguard Measures on Imports of Certain Steel Products - AB-2003-3 (WT/DS248/AB/R; WT/DS249/AB/R; WT/DS251/AB/R; WT/DS252/AB/R; WT/DS253/AB/R; WT/DS254/AB/R; WT/DS258/AB/R; WT/DS259/AB/R)

■経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』

川合弘造「アルゼンチンの履物輸入に係るセーフガード」(1999)
間宮勇「米国の小麦グルテン輸入に係るセーフガード措置」(2000)
荒木一郎「米国のニュージーランド産及び豪州産ラム肉の輸入に係るセーフガード措置」(2001)
間宮勇「米国のラインパイプ輸入に係るセーフガード措置」(2002)
間宮勇「米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置」(2003)
福永有夏「ウクライナ乗用車に係るセーフガード措置事件」(2015)
小寺彰「インド鉄鋼製品の輸入に対する措置」(2019)
伊藤一頼「米国結晶シリコン太陽電池製品の輸入に対するセーフガード措置」(2021)

【参考資料】

- (参考資料 1) 分野別関税譲許状況 (品目ベース)
- (参考資料 2) 分野別関税譲許状況 (2021 年輸入額ベース)
- (参考資料 3) ステージング実施区分別輸入状況
- (参考資料 4) 各 EPA における経過的 (二国間) SG に関する規定
- (参考資料 5) 分野別輸入増加品目数 (2021 年数量ベース)
- (参考資料 6) 輸入増加品目
- (参考資料 7) 2 種類の数量のある輸入増加品目

(参考資料 1) 分野別関税譲許状況 (品目ベース)

部	分野	EIF	B4	B6	JPB6	B8	JPB8	B9	JPB10	B11	JPB11	JPB12	JPB13	B16	JPB16	JPB21	JPM	JPR	MFN	TRQ	その他	計
1	動物性生産品	298	0	43	1	5	2	0	14	59	12	4	6	19	0	0	0	34	38	35	17	587
2	植物性生産品	435	1	57	3	7	1	0	0	32	1	0	0	0	0	0	4	12	66	28	11	658
3	油脂	52	4	34	0	1	0	1	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	101
4	調製食料品	268	9	172	2	31	5	6	0	128	7	0	0	11	0	2	0	35	39	96	5	816
5	鉱物性生産品	244	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	249
6	化学工業品	1,159	0	8	4	0	0	0	0	4	0	0	0	3	0	0	0	0	4	0	0	1,182
7	プラスチック	401	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	401
8	皮革製品	53	0	0	0	0	0	0	0	99	0	0	0	35	0	0	0	0	26	0	0	213
9	木材製品	190	0	0	0	0	0	0	0	48	1	0	0	32	59	0	0	0	0	0	0	330
10	紙・パルプ	222	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	222
11	繊維製品	1,851	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1,885
12	履物類	36	0	0	0	0	0	0	0	51	0	0	0	26	0	0	0	0	26	0	8	147
13	陶磁・ガラス	205	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	208
14	貴金属	102	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	102
15	卑金属	1,048	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,071
16	機械類	1,428	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,428
17	輸送機器	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	216
18	光学機器等	410	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	413
19	武器	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27
20	雑品	209	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	213
21	美術品	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
計		8,867	14	314	10	44	8	7	14	496	21	4	6	126	59	2	4	81	204	159	42	10,482

(出典) TPP 協定附属書 2-D (日本国の関税率表) 及び税関「実行関税率表 (2021 年 4 月)」のデータを基に筆者作成

(参考資料 2) 分野別関税譲許状況 (2021 年輸入額ベース)

(単位: 10 億円)

部	分野	EIF	B4	B6	JPB6	B8	JPB8	B9	JPB10	B11	JPB11	JPB12	JPB13	B16	JPB16	JPB21	JPM	JPR	MFN	TRQ	その他	計
1	動物性生產品	155	0	12	0	14	3	0	312	23	50	0	30	5	0	0	0	450	25	8	83	1,175
2	植物性生產品	665	0	11	0	0	5	0	0	23	2	0	0	0	0	0	27	0	21	1	255	1,015
3	油脂	5	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
4	調製食料品	158	14	46	3	8	9	0	0	10	0	0	0	2	0	5	0	6	2	49	73	391
5	鉱物性生產品	9,075	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9,086
6	化学工業品	869	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	11	0	0	908
7	プラスチック	269	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	269
8	皮革製品	4	0	0	0	0	0	0	0	95	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	101
9	木材製品	388	0	0	0	0	0	0	0	22	2	0	0	3	23	0	0	0	0	0	0	439
10	紙・パルプ	141	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	141
11	繊維製品	603	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	615
12	履物類	13	0	0	0	0	0	0	0	135	0	0	0	18	0	0	0	0	3	0	47	219
13	陶磁・ガラス	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
14	貴金属	173	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	173
15	卑金属	778	0	0	0	0	0	0	0	171	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	950
16	機械類	2,632	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,632
17	輸送機器	346	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	346
18	光学機器等	545	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	545
19	武器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	雑品	263	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	268
21	美術品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
計		17,165	15	89	15	23	18	0	312	510	54	0	30	33	23	5	27	457	65	59	460	19,367

(出典) TPP 協定附属書 2-D (日本国の関税率表)、財務省「貿易統計」及び税関「実行関税率表 (2021 年 4 月)」のデータを基に筆者作成

(参考資料3) ステージング実施区分別輸入状況

実施区分	撤廃 期間	経過期間	輸入額（千円）			対前年増減		構成 比
			2019	2020	2021	2020	2021	
EIF	即時	～2021/12	182,762,257	186,332,278	210,815,746	2%	13%	22%
B4	4	～2022/4	3,537,386	3,054,306	5,851,439	-14%	92%	1%
B6	6	～2024/4	26,449,590	29,634,543	30,442,483	12%	3%	3%
JPB6*	6	～2024/4	311,114	1,144,647	1,516,920	268%	33%	0%
JPB6**	6	～2024/4	106,505	233,093	221,258	119%	-5%	0%
B8	8	～2026/4	5,469,148	7,741,651	8,040,713	42%	4%	1%
JPB8*	8	～2026/4	1,116,493	1,127,685	1,505,757	1%	34%	0%
JPB8**	8	～2026/4	1,719,960	2,197,094	1,515,165	28%	-31%	0%
JPB8***	8	～2026/4	53,637	67,533	50,957	26%	-25%	0%
JPB8****	8	～2026/4	765,035	824,866	961,852	8%	17%	0%
B9	9	～2027/4	887	1,811	22,291	104%	1131%	0%
JPB10*	10	～2028/4	115,661,343	133,811,682	156,211,970	16%	17%	16%
B11	11	～2029/4	40,234,279	29,053,823	34,130,834	-28%	17%	4%
JPB11**	11	～2029/4	29,519	14,198	20,350	-52%	43%	0%
JPB11***	11	～2029/4	1,137,040	1,738,451	2,134,376	53%	23%	0%
JPB11****	11	～2029/4	2,242,668	1,954,930	1,844,195	-13%	-6%	0%
JPB11*****	11	～2029/4	18,573,192	15,695,384	25,046,425	-15%	60%	3%
JPB12*	12	～2030/4	160,594	181,585	278,409	13%	53%	0%
JPB13*	13	～2031/4	15,729,551	12,187,532	14,999,820	-23%	23%	2%
B16	16	～2034/4	19,506,862	21,619,326	36,269,452	11%	68%	4%
JPB16****	16	～2034/4	9,533,230	7,745,342	8,298,953	-19%	7%	1%
JPB21*	21	～2039/4			1,246			0%
JPB21***	21	～2039/4	5,840,545	4,827,761	4,831,251	-17%	0%	1%
JPR2	—	～2021/12	216,500,460	199,949,546	224,438,244	-8%	12%	23%
JPR3	—	～2021/12	20,986	14,221	18,616	-32%	31%	0%
JPR12	—	～2021/12	1,254,126	2,226,577	2,432,349	78%	9%	0%
JPR13	—	～2021/12	785,115	510,674	776,804	-35%	52%	0%
JPR14	—	～2021/12	194,857	604,503	252,849	210%	-58%	0%
JPR15	—	～2021/12	1,470	29,390	28,003	1899%	-5%	0%
JPR16	—	～2021/12	0	0	201			0%
JPR17	—	～2021/12	474	443	7,858	-7%	1674%	0%
JPR19	—	～2021/12	0	45,075	35,212		-22%	0%
JPR20	—	～2021/12		695	2,050		195%	0%
JPR21	—	～2021/12	116,064	252,986	325,254	118%	29%	0%
JPR22	—	～2021/12	0	1,147	2,601		127%	0%
JPR24	—	～2021/12	970,331	1,178,442	1,481,727	21%	26%	0%
TRQ	—	—	29,435,659	33,641,149	44,020,808	14%	31%	5%
MFN	—	～2021/12	352,920	286,666	460,187	-19%	61%	0%
その他			154,455,744	136,643,319	142,705,786	-12%	4%	15%
計	—	—	855,029,041	836,574,354	962,000,411	-2%	15%	100%

(出典) 財務省「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

(参考資料 4) 各 EPA における経過的（二国間）SG に関する規定

協定	要件	一般 SG 併課	発動可能期間	TQ 枠内への発動
シンガポール	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			
メキシコ	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			禁止
マレーシア	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす原因となっているとき			禁止
チリ	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			
タイ	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす原因となっているとき			
インドネシア	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			禁止
ブルネイ	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			
AJCEP	当該協定に基づいて負う義務(関税の譲許を含む。)の効果・事情の予見されなかった発展の結果により、国内産業に重大な損害・損害のおそれがあるような増加した数量（絶対量・相対量）で、及びそのような条件で輸入されているとき	禁止		禁止
フィリピン	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			禁止
スイス	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			禁止
ベトナム	当該協定に基づいて負う義務(関税の譲許を含む。)の効果・事情の予見されなかった発展の結果により、国内産業に重大な損害・損害のおそれがあるような増加した数量（絶対量・相対量）で、及びそのような条件で輸入されているとき	禁止		禁止
インド	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき			
ペルー	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき	禁止		
豪州	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす重要な原因となっているとき	禁止	協定発効から 8 年間又はステージング完了後 5 年間のいずれか長い期間	
モンゴル	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす原因となっているとき	禁止		
CPTPP	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こす原因となっているとき	禁止	協定発効から 3 年	禁止

	対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こしているとき（輸入増加は国別に判断）		間又はステージング期間のいずれか長い期間	
EU	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こしているとき	禁止	協定発効からステージング完了後10年間	
米国	（規定なし）			
英国	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こしているとき	禁止	協定発効からステージング完了後10年間	
RCEP	当該協定で定める関税の撤廃・引下げの結果、原産品が絶対量・相対量で増加した数量で輸入されている場合、増加した数量が国内産業に対する重大な損害・損害のおそれを引き起こしているとき	禁止	ステージング開始1年後からステージング完了後8年間	

（出典）内閣官房及び外務省のウェブサイトに掲載されている各協定の和文テキストを基に筆者作成

(参考資料5) 分野別輸入増加品目数 (2021 年数量ベース)

部	分野	カナダ				NZ				豪州				メキシコ				ベトナム				シンガポール			
		国別	CP TPP	増加品目		国別	CPTP P	増加品目		国別	CPTP P	増加品目		国別	CPTP P	増加品目		国別	CPTP P	増加品目		国別	CPTP P	増加品目	
				数量 1	数量 2			数量 1	数量 2			数量 1	数量 2			数量 1	数量 2			数量 1	数量 2				
1	動物性生産品	108	69		15	120	80		26	121	60	1	18	59	40		15	87	46		23	13	4		1
2	植物性生産品	76	28		7	76	46		21	118	23		10	71	28		16	133	34		27	10	0		
3	油脂	19	10		5	11	9		4	16	5		3	10	3		2	11	7		3	8	1		
4	調製食料品	116	66	2	33	105	68	1	22	169	57	2	34	65	18		10	236	112	5	69	75	34		12
5	鉱物性生産品	42	1			7	0			56	1		1	17	0			38	1		1	25	0		
6	化学工業品	212	35		14	72	16		6	174	7		5	122	7		6	129	3		1	188	2		2
7	プラスチック	114	15		9	32	5		3	65	1			102	7		7	149	9		5	101	3		3
8	皮革製品	18	1			8	0			18	1	1	1	26	0			36	5	1		11	0		
9	木材製品	66	16	5	6	29	16	2	2	25	0			11	0			106	29	17	23	8	0		
10	紙・パルプ	41	0			11	0			23	0			24	0			54	0			28	0		
11	繊維製品	132	14	9	10	37	2		1	89	1	1	1	129	1			570	18	11	12	28	2	2	2
12	履物類	16	6	2	3	6	2			9	0			18	0			79	19	14	15	3	0		
13	陶磁・ガラス	33	3		1	8	0			31	0			49	0			75	0			29	1		1
14	貴金属	23	4		4	8	0			21	0			14	1		1	33	1		1	21	0		
15	卑金属	173	13		6	44	1		1	104	0			130	0			305	11	1	9	137	0		
16	機械類	406	0			137	0			304	0			401	0			476	0			386	0		
17	輸送機器	66	1	1	1	19	0			45	0			46	0			52	0			27	0		
18	光学機器等	156	0			48	0			103	0			120	0			128	0			135	0		
19	武器	3				0	0			2	0			3	0										
20	雑品	63	1		1	25	0			53	0			61	0			125	8	6	8	43	0		
21	美術品	4				3	0			7	0			5	0			3	0			3	0		
計		1,887	283	19	115	806	245	3	86	1,553	156	5	73	1,483	105	0	57	2,825	303	55	197	1,279	47	2	21

(出典) 財務省「貿易統計」、「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成

(参考資料6) 輸入増加品目

国	EPA	原産地規則	2021 関税率	数量単位	2018	2019	2020	2021
151519000	その他の亜麻仁油							B6
総輸入数量				KG	3,075,177	4,361,119	3,491,039	3,490,583
NZ	CPTPP	CC or RVC40	1.6%又は 1.83 円/kg のうちいずれか高い税率			195	840	4,800
	MFN		5%又は 5.50 円/kg のうちいずれか高い税率		2,334	1,304	0	0
160250339	牛肉調製品（気密容器入り以外のもの（米を含むものに限る。））							B11
総輸入数量				KG	2,342		51,282	439,715
豪州	日豪	CC(ex01, 02)	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC(ex02) or RVC45	13.5 %				40,785	382,650
	MFN		21.3%				10,497	57,065
160250700	牛肉調製品（気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。））							B16
総輸入数量				KG	3,402,717	3,002,898	2,787,502	2,634,479
豪州	日豪	CC(ex01, 02)	TRQ 17%		2,978,995	2,566,383	2,257,356	437,033
	CPTPP	CC(ex02) or RVC45	15.9 %			163,519	192,581	1,938,651
	MFN		21.3%		196,560	8,648	0	0
190190261	その他の米粉等調製品（小売用の容器入りにしたもの）							B11
総輸入数量				KG	100,167	139,609	144,342	549,084
ベトナム	AJCEP	CC	—		—	—	—	—
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC	8.6%				648	357,124
	MFN		13.6%			14,824	44,224	37,824
190211000	パスタ（卵を含有するもの）							B9
総輸入数量				KG	320,566	251,683	341,408	381,632
シンガポール	日星	CC	—		—	—	—	—
	AJCEP	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC	16.67 円/kg				5,010	29,750
	MFN		30 円/kg		10,000	10,000	800	0
200520220	ばれいしょの調製品							B8
総輸入数量				KG	3,868,456	4,038,315	4,916,659	6,054,479
カナダ	CPTPP	CC(ex07.01 等)	4.5%				12,287	102,344
	MFN		9%		65,130	105,299	92,232	0
210690299	その他の調製食料品							B8

総輸入数量				KG	44,367,736	44,200,840	41,200,496	43,011,612
豪州	日豪	CC(ex04, 08 等)	—		—	—	—	—
	CPTPP	CTSH or RVC40 等	7.5%			3,058	11,244	83,721
	MFN		15%		279,445	245,110	241,860	127,629
640299090	履物（甲の部分のストラップ又はひもを底にプラグ止めたものに限る。）							B16
総輸入数量				足	25,360,418	22,796,111	20,282,302	22,151,696
ベトナム	AJCEP	CC	無税～10%					
	日越	CC	保護用の金属製トーキヤップを有するもの 無税					
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01 等)&RVC55	保護用の金属製トーキヤップを有するもの 5% その他のもの 7.5%				7,716	58,819
	MFN		6.7%～10%		1,716,822	1,654,486	1,566,284	1,242,735
総輸入数量				KG	6,975,735	6,218,170	5,403,202	6,010,497
ベトナム	AJCEP	CC	無税～10%					
	日越	CC	保護用の金属製トーキヤップを有するもの 無税					
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01 等)&RVC55	保護用の金属製トーキヤップを有するもの 5% その他のもの 7.5%				4,302	32,570
	MFN		6.7%～10%		666,577	623,123	605,735	458,154
640319010	スポーツ用の履物（本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。）							B16
総輸入数量				足	106,294	107,753	88,467	122,813
ベトナム	AJCEP	CC	27%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01 等)&RVC55	20.2%				9,534	91,241
	MFN		27%		73,951	66,902	42,556	1,982
総輸入数量				KG	80,440	85,734	64,815	77,180
ベトナム	AJCEP	CC	27%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01 等)&RVC55	20.2%				5,642	55,584
	MFN		27%		52,769	43,534	27,528	1,332
640319090	スポーツ用の履物（本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製ではないもので、甲が革製のものに限る。）							B16
総輸入数量				足	213,443	212,652	179,708	159,171

ベトナム	AJCEP	CC	30%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01等)&RVC55	22.5%				408	102,100
	MFN		30%		104,411	135,483	123,179	18,843
総輸入数量				KG	185,881	166,999	145,721	112,797
ベトナム	AJCEP	CC	30%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01等)&RVC55	22.5%				274	64,064
	MFN		30%		77,763	93,375	88,211	14,212
640399021	スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物							B16
総輸入数量				足	445,385	577,105	521,400	917,442
ベトナム	AJCEP	CC	30%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01等)&RVC55	22.5%			18,234	35,565	218,851
	MFN		30%		147,485	180,040	107,621	42,679
総輸入数量				KG	313,651	398,998	344,153	651,110
ベトナム	AJCEP	CC	30%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01等)&RVC55	22.5%			11,742	15,719	157,277
	MFN		30%		110,985	116,252	55,937	29,381
640419190	スポーツ用以外の履物（本底がゴム製又はプラスチック製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）							B16
総輸入数量				足	18,381	14,454	3,731	15,640
ベトナム	AJCEP	CC	30%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or CTH(ex64.01等)&RVC55	22.5%				1,255	15,300
	MFN		30%		996	420	109	90
総輸入数量				KG	11,986	10,582	2,665	9,604
ベトナム	AJCEP	CC	30%					
	日越	CC	—		—	—	—	—

	CPTPP	CC or CTH(ex64.01 等)&RVC55	22.5 %				720	9,317
	MFN		30%		663	344	92	77
640610110	履物の部分品（革製の甲）							B16
総輸入数量				KG	2,097,656	1,765,225	1,216,247	953,670
ベトナム	AJCEP	CC	25%					
	日越	CC	—		—	—	—	—
	CPTPP	CC or RVC55	18.7 %			142	1,821	12,328
	MFN		25%		107,635	102,017	84,397	64,569

(参考資料 7) 2 種類の数量のある輸入増加品目

国	HS	数量 単位	2019	2020	2021	増減 2020	増減 2021
豪州	200969210	L	339,003	342,784	362,371	1%	6%
		KG	455,631	445,401	486,558	▲2%	9%
NZ	200971210	L	109,915	137,593	140,304	25%	2%
		KG	109,915	140,238	143,280	28%	2%
NZ	200979210	L	724,669	876,328	911,242	21%	4%
		KG	884,613	1,122,848	1,175,664	27%	5%
カナダ	440810290	SM	197	329	358	67%	9%
		KG	406	565	727	39%	29%
カナダ	441012190	CM	11,005	12,931	19,307	18%	49%
		KG	7,187,667	8,446,269	11,923,170	18%	41%
ベトナム	441231928	CM	1,713	2,825	3,879	65%	37%
		SM	348,174	573,151	786,469	65%	37%
ベトナム	441231932	CM	1,846	4,123	7,375	123%	79%
		SM	224,277	509,424	912,573	127%	79%
ベトナム	441231938	CM	45,956	72,254	113,112	57%	57%
		SM	5,596,401	8,622,022	13,395,594	54%	55%
ベトナム	441231942	CM		22	101		359%
		SM		1,104	5,508		399%
ベトナム	441231948	CM	1,471	2,128	3,813	45%	79%
		SM	97,039	136,736	248,397	41%	82%
ベトナム	441234911	CM	12	33	138	175%	318%
		SM	5,050	13,939	56,639	176%	306%
ベトナム	441234991	CM	19,938	29,957	52,933	50%	77%
		SM	2,346,405	3,547,190	6,368,557	51%	80%
ベトナム	441234992	CM	223	629	677	182%	8%
		SM	14,171	39,123	42,489	176%	9%
カナダ	441239992	CM		98	392		300%
		SM		7,884	31,434		299%
NZ	441299190	CM		2	3		50%
		KG		3,039	2,760		▲9%
ベトナム	441299190	CM	101	129	183	28%	42%
		KG	56,315	67,191	95,159	19%	42%
ベトナム	441299920	CM	12,676	30,268	61,489	139%	103%
		KG	6,358,121	15,361,942	31,412,811	142%	104%
ベトナム	570249010	SM		2,072	4,431		114%
		KG		1,227	4,173		240%
ベトナム	570490200	SM		1,069,887	1,438,650		34%

		KG		1,271,841	1,661,165		31%
ベトナム	570500022	SM	85,803	153,363	189,934	79%	24%
		KG	86,688	150,123	170,335	73%	13%
カナダ	610453000	NO		107	239		123%
		KG		15	33		120%
カナダ	611020030	NO		209	1,041		398%
		KG		89	1,068		1100%
カナダ	611030099	NO		170	603		255%
		KG		20	85		325%
ベトナム	620453200	NO		138	190		38%
		KG		72	56		▲22%
ベトナム	620630210	NO		52,029	212,377		308%
		KG		9,194	39,532		330%
ベトナム	640299021	PR	128,232	150,875	456,486	18%	203%
		KG	52,887	57,707	166,806	9%	189%
ベトナム	640299029	PR	16,104	137,978	225,650	757%	64%
		KG	8,363	56,934	92,251	581%	62%
ベトナム	640299090	PR		7,716	58,819		662%
		KG		4,302	32,570		657%
ベトナム	640319010	PR		9,534	91,241		857%
		KG		5,642	55,584		885%
ベトナム	640319090	PR		408	102,100		24925%
		KG		274	64,064		23281%
ベトナム	640359011	PR		796	3,382		325%
		KG		539	2,286		324%
ベトナム	640391011	PR	27,475	200,573	575,498	630%	187%
		KG	29,741	191,479	602,987	544%	215%
ベトナム	640399011	PR	627,442	947,102	2,926,616	51%	209%
		KG	466,860	828,389	2,490,940	77%	201%
ベトナム	640399021	PR	18,234	35,565	218,851	95%	515%
		KG	11,742	15,719	157,277	34%	901%
ベトナム	640419190	PR		1,255	15,300		1119%
		KG		720	9,317		1194%
ベトナム	950720000	DZ	9,939	64,525	68,213	549%	6%
		KG	4,063	26,097	28,444	542%	9%
ベトナム	950790000	NO		41,991	78,632		87%
		KG		847	1,548		83%

(出典) 財務省「経済連携協定別時系列表」の数値を基に筆者作成